

令和6年第2回（11月）定例会

つがる西北五広域連合議会会議録

つがる西北五広域連合議会

目 次

○議決結果表	1
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	6
○職務のため出席した事務局職員	6
○開会宣告	7
○開議宣告	7
○日程第1 議席の指定	7
○日程第2 会議録署名議員の指名	7
○日程第3 会期の決定	7
○日程第4 議案第7号から 日程第28 議案第31号まで	7
○広域連合長あいさつ	19
○閉会宣告	19

令和6年つがる西北五広域連合議会第2回定例会議決結果表

議案番号	提案月日	件名	議決月日	審議結果
議案第7号	令和6年 11月27日	専決処分の承認を求めることについて (つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	令和6年 11月27日	承認
議案第8号	令和6年 11月27日	専決処分の承認を求めることについて (つがる西北五広域連合病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	令和6年 11月27日	承認
議案第9号	令和6年 11月27日	専決処分の承認を求めることについて (青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)	令和6年 11月27日	承認
議案第10号	令和6年 11月27日	専決処分の承認を求めることについて (つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	令和6年 11月27日	承認
議案第11号	令和6年 11月27日	専決処分の承認を求めることについて (つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例の一部を改正する条例の制定について)	令和6年 11月27日	承認
議案第12号	令和6年 11月27日	令和5年度つがる西北五広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和6年 11月27日	認定
議案第13号	令和6年 11月27日	令和5年度つがる西北五広域連合病院事業会計決算の認定について	令和6年 11月27日	認定
議案第14号	令和6年 11月27日	令和6年度つがる西北五広域連合一般会計補正予算(第1号)	令和6年 11月27日	原案可決
議案第15号	令和6年 11月27日	令和6年度つがる西北五広域連合病院事業会計補正予算(第1号)	令和6年 11月27日	原案可決
議案第16号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第17号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第18号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合一般廃棄物処理施設設置条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第19号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合廃棄物処理施設整備検討委員会設置条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第20号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第21号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合特別会計設置条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決

議案番号	提案月日	件名	議決月日	審議結果
議案第22号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合環境財政調整基金条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第23号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合環境整備事業損害補償等基金条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第24号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第25号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第26号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第27号	令和6年 11月27日	つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第28号	令和6年 11月27日	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第29号	令和6年 11月27日	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第30号	令和6年 11月27日	指定金融機関の変更について	令和6年 11月27日	原案可決
議案第31号	令和6年 11月27日	損害賠償額の決定について	令和6年 11月27日	原案可決

◎議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（つがる西北五広域連合病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 第 7 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第 12 号 令和 5 年度つがる西北五広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 13 号 令和 5 年度つがる西北五広域連合病院事業会計決算の認定について
- 第 11 議案第 14 号 令和 6 年度つがる西北五広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 15 号 令和 6 年度つがる西北五広域連合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 16 号 つがる西北五広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 第 14 議案第 17 号 つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
- 第 15 議案第 18 号 つがる西北五広域連合一般廃棄物処理施設設置条例の制定について

- 第 1 6 議案第 1 9 号 つがる西北五広域連合廃棄物処理施設整備検討委員会設置条例の制定について
- 第 1 7 議案第 2 0 号 つがる西北五広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 2 1 号 つがる西北五広域連合特別会計設置条例の制定について
- 第 1 9 議案第 2 2 号 つがる西北五広域連合環境財政調整基金条例の制定について
- 第 2 0 議案第 2 3 号 つがる西北五広域連合環境整備事業損害補償等基金条例の制定について
- 第 2 1 議案第 2 4 号 つがる西北五広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 2 5 号 つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 2 6 号 つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 2 7 号 つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 8 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 2 6 議案第 2 9 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第 2 7 議案第 3 0 号 指定金融機関の変更について
- 第 2 8 議案第 3 1 号 損害賠償額の決定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

1 番 伊 藤 永 慈 議員（五所川原市）

2 番 秋 田 幸 保 議員（五所川原市）

4 番 天 坂 昭 市 議員（つがる市）

5 番 平 川 豊 議員（つがる市）

6 番 神 考 議員（鱒ヶ沢町）

7 番 大 高 恒 藏 議員（深浦町）

8 番 小 関 優 議員（鶴田町）

9 番 荒 関 富 雄 議員（中泊町）

◎欠席議員（1名）

3 番 平 山 秀 直 議員（五所川原市）

◎説明のため出席した者（13名）

広域連合長	佐々木 孝 昌（五所川原市）
副広域連合長	倉 光 弘 昭（つがる市）
副広域連合長	相 川 正 光（鶴田町）
病院事業管理者	高 杉 滝 夫
会計管理者	中 谷 吉 範
代表監査委員	佐 藤 昭 司
事務局長・病院運営局長	竹 内 拓 人
総務課長・人事課長	福 山 佳 秀
病院運営課長	永 山 大 介
かなぎ病院事務長	有 馬 敦
鱒ヶ沢病院事務長	田 村 光 春
つがる市民診療所事務長	木 津 裕 人
鶴田診療所事務長	成 田 和 磨

◎職務のため出席した事務局職員

総務係主幹	北 村 知 典
総務係係長	秋 元 隆 寿
総務係主任	工 藤 佳 和

◎開会宣告

- 伊藤永慈議長 ただ今の出席議員は8名、定足数に達しております。
これより、令和6年つがる西北五広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 伊藤永慈議長 これより、本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 議席の指定

- 伊藤永慈議長 日程第1、議席の指定を行います。
新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。
6番 ^{じん たかし} 神 孝 議員と指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

- 伊藤永慈議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第71条の規定により、
4番 ^{てんさか しょういち} 天坂 昭市 議員
5番 ^{ひらかわ ゆたか} 平川 豊 議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

- 伊藤永慈議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

- 伊藤永慈議長 次に、諸般の報告をいたします。
広域連合長より報告第1号及び第2号2件の報告が、また、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。
この報告書は、事前に議案とともに送付してありますので、ご確認願います。

◎日程第4 議案第7号から日程第28 議案第31号まで

- 伊藤永慈議長 次に、日程第4、議案第7号から日程第28、議案第31号までの25件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

- 伊藤永慈議長 広域連合長より提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○佐々木孝昌広域連合長　－登壇－

それでは令和6年つがる西北五広域連合議会第2回定例会の開会に当たり、議案の提案理由をご説明申し上げる前に一言申し上げたいと思います。

まず初めに、能登半島にて年始の地震に続き、今夏の豪雨災害で亡くなられた方々には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、この度、広域連合議員として、鱒ヶ沢町議会より選任いただきました、神孝議員におかれましては、西北五地域発展のため、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第7号から議案第11号までの5件はいずれも、専決処分の承認を求めることについてであります。議案第7号は、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するにあたり、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第8号は、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するにあたり、つがる西北五広域連合病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第9号は令和6年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収については、市町村において地方税である個人住民税均等割と併せて行うとされたため、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加える必要があり、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について協議により定めたため、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第10号は、急病者や交通事故などによる受け入れを拡張し、当圏域の急性期医療機能の充実を図るため救急科を新設するにあたり、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第11号は、令和6年10月から新たな選定療養費として特定先発医薬品料を設定するにあたり、つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告しその承認を求めるものであります。

議案第12号は令和5年度つがる西北五広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものであります。

議案第13号は、令和5年度つがる西北五広域連合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものであります。

議案第14号は、令和6年度つがる西北五広域連合一般会計補正予算第1号であります。歳入歳出予算総額に、それぞれ174万4千円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ1億187万8千円とするものであります。

議案第15号は、令和6年度つがる西北五広域連合病院事業会計補正予算第1号であります。収益的収入及び支出について、収入を1億1,233万円増額し、その予定額を160億2,697万9千円とし、支出を1億3,851万6千円増額し、その予定額を169億7,635万円とするものであります。次に資本的収入及び支出

について、収入を4億8,797万8千円増額し、その予定額を16億5,869万9千円とし、支出を5億450万1千円増額し、その予定額を21億3,509万4千円とするものであります。また、企業債の限度額を7億4,360万円から12億4,010万円に増額するものであります。

議案第16号は、つがる西北五広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び書類の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法を定めるため、提案するものであります。

議案第17号は、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、広域連合の処理計画区域の一般廃棄物の処理のうち、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分並びに浄化槽清掃業の許可に関し、必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第18号は、つがる西北五広域連合一般廃棄物処理施設設置条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、つがる西北五広域連合が設置する一般廃棄物処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第19号は、つがる西北五広域連合廃棄物処理施設整備検討委員会設置条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、つがる西北五広域連合が新たに建設する一般廃棄物処理施設の整備に関して総合的に調査検討を行うため設置する廃棄物処理施設整備検討委員会を組織・運営するため、提案するものであります。

議案第20号は、つがる西北五広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、地方公務員法の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第21号は、つがる西北五広域連合特別会計設置条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、環境事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置するため、制定するものであります。

議案第22号は、つがる西北五広域連合環境財政調整基金条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継するに伴い、つがる西北五広域連合環境財政調整基金を設置するため、提案するものであります。

議案第23号はつがる西北五広域連合環境整備事業損害補償等基金条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、一般廃棄物処理施設の管理・運営をつがる西北五広域連合が行うことになるため、施設に起因する損害の補償や、施設や周辺の維持運営・環境整備事業等に充てる、つがる西北五広域連合環境整備事業損害補償等基金を設置するために必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第24号は、つがる西北五広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、事務部局の職員について新たに定数を定めるため、提案するものであります。

議案第25号は、つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合を事務を承継することに伴い、事務承継前に西北五環境整備事務組合にて退職し、定

年退職者等の再任用に関する経過措置を受けていた職員について、事務承継以降も経過措置の対象とするため、提案するものであります。

議案第26号は、つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い、新たに廃棄物処理施設整備検討委員会を設置する必要があり、その委員の報酬を定めるため、提案するものであります。

議案第27号は、つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。西北五環境整備事務組合の事務を承継することに伴い組合職員が広域連合職員となることから、給与の支払い及び役職等について内容を整理し改めるため、提案するものであります。

議案第28号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第29号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第30号は、指定金融機関の変更についてであります。当連合の指定金融機関である青森銀行がみちのく銀行と合併し、名称が青森みちのく銀行となり、指定金融機関名が変更されるため、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、損害賠償額の決定について、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤永慈議長 それでは議案の審議をはじめます。

お諮りいたします。議案第7号から議案第11号の5件については、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第11号までの5件は直ちに採決することに決しました。

議案第7号専決処分の承認を求めることについてから議案第11号専決処分の承認を求めることについてまでの5件を一括採決いたします。

以上の5件は、承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、以上の5件は承認することに決しました。

○伊藤永慈議長 次に、監査委員から決算審査意見の報告を求めます。
監査委員。

○佐藤昭司監査委員 ー登壇ー

監査委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

令和5年度つがる西北五広域連合一般会計決算及び基金の運用状況並びに病院事業会計決算の審査報告。

広域連合長より審査に付されました、令和5年度つがる西北五広域連合一般会計決算及び基金運用状況並びに病院事業会計決算について、その審査結果の概要をご説明いたします。

初めに、一般会計についてであります。別冊の令和5年度つがる西北五広域連合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の7ページをご覧ください。一般会計の総括として、歳入歳出予算額1億1,484万1,000円に対し、歳入決算額は1億1,482万5,045円、歳出決算額は1億981万4,042円となり、その差し引き残額は501万1,003円となっております。こちらは、全額を財政調整基金へ積立てし、翌年度への繰り越し金は0円となっております。

次に、病院事業会計についてであります。別冊の令和5年度つがる西北五広域連合病院事業会計決算審査意見書の7ページをご覧ください。(1)収益的収入及び支出の決算額が、収入額157億9,567万4,094円、支出額は162億2,028万707円となっております。また、(2)資本的収入及び支出の決算額が、収入額8億529万7,000円、支出額は、次のページにうつりまして、11億9,501万6,240円となっております。続きまして、財務状況について、資産の期末現在額は、191億6,704万5,725円で、その内訳は、固定資産が116億4,802万371円、流動資産が75億1,902万5,354円となっております。次に9ページをご覧ください。負債の期末現在額は、170億3,807万5,043円で、その内訳は、固定負債が42億8,947万572円、流動負債が27億1,158万7,819円、繰延収益が100億3,701万6,652円となっております。次に資本の期末現在額は、21億2,897万682円で、その内訳は、資本金が50億2,961万7,350円、当年度未処理欠損金が29億64万6,668円となっております。また、病院事業会計の資金不足比率審査についてであります。別冊の令和5年度つがる西北五広域連合病院事業会計資金不足比率審査意見書の3枚目に記載してありますとおり、資金不足は生じておりません。以上が決算等の概要であります。

最後に、審査結果について、ご報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数は、それぞれの関係帳簿と符合しており、適正な会計処理を行なっていることを認めました。

また、決算の内容及び予算の執行についても、議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。なお、詳細につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。以上で決算の審査報告といたします。

○伊藤永慈議長 それでは、議案の審議をはじめます。

○伊藤永慈議長 議案第12号令和5年度つがる西北五広域連合一般会計歳入歳出決算

の認定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり認定されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第13号令和5年度つがる西北五広域連合病院事業会計決算
の認定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり認定されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第14号 令和6年度つがる西北五広域連合一般会計補正予
算（第1号）について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第15号 令和6年度つがる西北五広域連合病院事業会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第16号がる西北五広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第17号つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 伊藤永慈議長 次に、議案第18号つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 伊藤永慈議長 次に、議案第19号つがる西北五広域連合廃棄物処理施設整備検討委員会設置条例の制定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 伊藤永慈議長 次に、議案第20号つがる西北五広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第21号つがる西北五広域連合特別会計設置条例の制定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第22号つがる西北五広域連合環境財政調整基金条例の制定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第23号つがる西北五広域連合環境整備事業損害補償等基金条例の制定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第24号つがる西北五広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第25号つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第26号つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 伊藤永慈議長 次に、議案第27号つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 伊藤永慈議長 次に、議案第28号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 伊藤永慈議長 次に、議案第29号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第30号指定金融機関の変更について、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第31号損害賠償額の決定について、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 以上をもって、今定例会に付託されました案件の審議は、全て終了いたしました。

◎広域連合長あいさつ

○伊藤永慈議長 広域連合長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
広域連合長。

○佐々木孝昌広域連合長 —登壇—

それでは閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会も、伊藤議長をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして、提案いたしました議案へのご承認及びご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、これから本格的な冬を迎えるにあたり、県内において新型コロナウイルス感染症に加え季節性インフルエンザウイルスなどの流行の拡大も懸念されております。そのため、地域医療を支える当連合の医療機関におきましては、引き続き感染拡大防止に取り組まなければならないものと認識をしております。

また、良質で安全な医療サービスを継続的に提供するためには医師の確保はもちろんのこと、看護職員等の医療従事者の安定的な確保が重要な課題となっており、つがる総合病院における臨床研修医の受け入れ拡大や、看護職員の通年募集など確保策の強化を図るとともに、今後も医療従事者の確保対策については国、県への働きかけを継続してまいります。

本年4月から医師の働き方改革が本格的に施行され、地域医療を取り巻く環境が大きな変化を迎える中、当連合といたしましても、様々な課題に真摯に取り組みながら、適正かつ健全な病院事業の運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これから寒さも増してまいりますので、皆様方におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますよう祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○伊藤永慈議長 これをもちまして、令和6年つがる西北五広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。

午後2時21分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

つがる西北五広域連合議会議長

伊藤 永慈

つがる西北五広域連合議会議員

天取 昭平

つがる西北五広域連合議会議員

平川 豊